

## 政策調整会議概要（1月30日開催分）

日 時 令和5年1月30日（月曜日）14時30分～15時00分  
場 所 市役所本館2階 会議室

### 【案件】箕面市地域防災計画の時点修正について

#### 出席者

委員 副市長、市政統括監  
担当部 総務部長、同副部長、市民安全政策室長、同室職員  
事務局 市政統括政策推進室職員

#### 確認事項

- ・箕面市地域防災計画の時点修正の内容について

#### 結 論

- ・原案を了とし、防災会議に諮ることとする。

#### 質疑・意見等

- Q：南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意・巨大地震警戒とはどのような時に付されるのか？
- A：南海トラフ地震臨時情報には、監視領域内でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に「巨大地震注意」が付記され、想定震源域内でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合に「巨大地震警戒」が付記されて南海トラフ地震防災対策推進地域全域に配信される。  
したがって、南海トラフ地震臨時情報が配信された場合でも、箕面市ではほとんど揺れがなく、被害も発生していないことは十分にあり得ることとなる。
- Q：災害対策本部の自動設置及び職員の自動参集基準の変更について、経過等はどのようなものか？
- A：平成8年3月定例会において職員の参集基準等について指摘され、平成9年5月発行の地域防災計画から、震度4でA号配備（現在の実働配備）をとることが明記され、以降、震度4での配備を継続している。さらにこれに合わせ災害対策本部の設置基準も震度4以上の地震が発生した場合と明記され現在に至っている。現在は、大阪府内の市町村で唯一箕面市が震度4を設置基準としているため、各種防災施策の進展を踏まえ、参集基準等については、震度5弱に変更する。
- Q：災害対策活動拠点や防災活動空地とはこういった活動に活用するものか？  
今後、新たに防災活動空地を指定していくことはあるのか？
- A：大規模災害が発生した場合には、消防や自衛隊、ライフライン事業者等か

ら救助・復旧作業に必要な大量の車両が乗り入れられる場所を要求される。これまで緊急消防援助隊や自衛隊などの活動拠点は地域防災計画で指定してきたが、当該場所が災害により使用できなくなった場合の代替地としても、災害時に様々な用途に使用できる災害対策活動拠点や防災活動空地の指定を増やしていくことは重要。

今回の改訂では、解体後に庁舎駐車場として活用するグリーンホール跡地防災・災害対策活動拠点到指定する。あわせて、箕面駅前ロータリーを防災活動空地に指定する。

今後は、ターミナル駅周辺を防災活動空地に指定することとし、箕面萱野駅周辺のロータリーや広場の指定に向けて、緊急消防援助隊の受け入れ拠点をみのおキューズモール周辺から「ABCハウジングウェルビーみのお」へ変更する方向で検討を進める。

以上